

きときと情報

2013
128号



富山県中小企業団体中央会

特集

消費税の転嫁対策について

経営者に聞く

株式会社魚正 代表取締役社長 旭井 正則氏

中央会いんふおめーしょん

保護者向けの就活セミナーを開催しました ほか

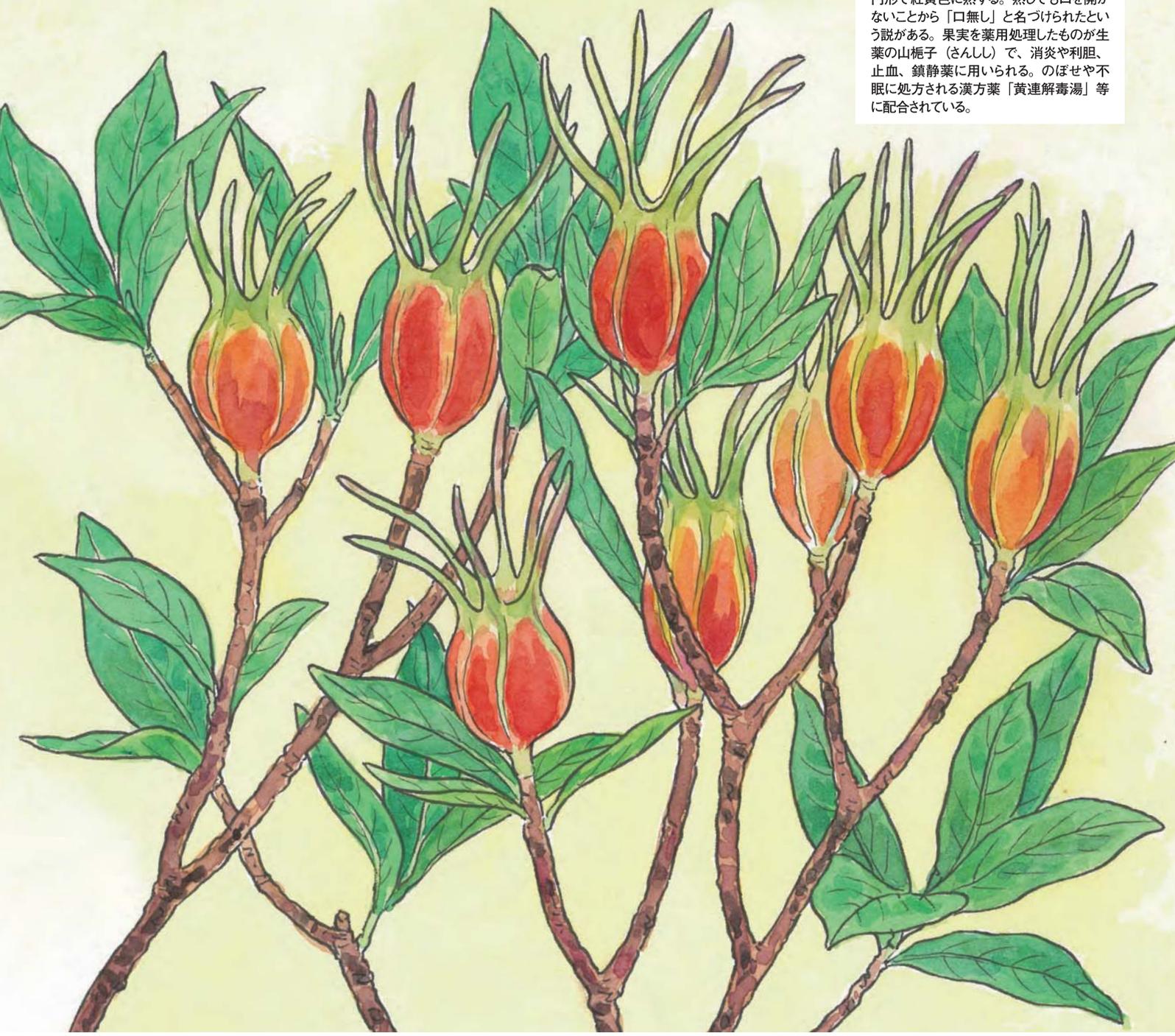
組合紹介

協同組合富山問屋センターさんよりこんにちは

表紙のこぼ

富山の薬草【クチナシ】

夏に白い花を咲かせるクチナシの果実は楕円形で紅黄色に熟する。熟しても口を開かないことから「口無し」と名づけられたという説がある。果実を薬用処理したものが生薬の山梔子（さんしし）で、消炎や利胆、止血、鎮静薬に用いられる。のぼせや不眠に処方される漢方薬「黄連解毒湯」等に配合されている。



三井生命から



富山県中央会の組合員の皆さまへ

富山県中央会団体扱 『オーナーズプラン』のご案内

限りないご繁栄のために
経営者のリスクマネジメントは万全ですか？

事業保全資金

事業承継・相続

就業不能リスク

役員退職慰労金・弔慰金

従業員退職金・弔慰金

「オーナーズプラン」とは

「経営者のリスクマネジメント」を目的に組合員が
ご契約者となる生命保険契約です。

富山県中央会の会員組合の組合員がご契約者の場合、団体扱※
となり、一般扱（口座振替月払等）よりも割安な保険料で
ご契約いただけます。

※団体扱とは、富山県中央会が団体扱としてお申し込みいただいた各保険契約の保険料
を取りまとめ、一括して当社へ払い込む取り扱いのことです。

お取り扱いの詳細は、下記までお問い合わせ願います。



*詳しくは、該当の商品パンフレットをご覧ください。ご検討にあたっては、「設計書（契約概要）」「特に重要な事項のご説明（注
意喚起情報）」「ご契約のしおりー約款」を必ずご覧ください。

【お問い合わせ】

三井生命保険株式会社 富山営業支社

〒930-0029 富山市本町3-21 5F
TEL:076-441-3194

B-25-1060 (H25.4) 使用期限 H26.3

きときと情報 128号

C O N T E N T S

特 集

1

消費税の転嫁対策について

EV・PHV充電設備の設置に国の補助金が出ます!! 11

観光関連ビジネス連携推進事業を終えて 13

富山県知財総合支援窓口のご案内 14

経営者に聞く 15

株式会社魚正
代表取締役社長 旭井 正則 氏

中央会いんぷおめーしょん 17

保護者向けの就活セミナーを開催しました
中小企業団体全国大会に参加しました

組合紹介 18

協同組合富山問屋センターさんよりこんにちは

元気印！青年部・女性部 19

組合女性部・女性経営者等セミナーを開催しました
平成25年度レディース中央会全国フォーラムin鳥取
に参加しました

組合だより 20

「まちづくりセミナー」を開催しました

組合Q & A 20

法人が設立発起人となる場合の諸手続について

ほっと一息 21

タクシーのマスター

事務局ペンリレー 21

富山県パン・学校給食米飯協同組合
職員 茶木 悦子 氏

トピックス

知見を広める休日 伝統工芸再発見

消費税の転嫁対策について

消費税率は、平成26年4月より8%に引き上げられます。これに伴い平成25年10月1日に「消費税転嫁対策特別措置法」が施行されました。この法律は、消費税が円滑かつ適正に転嫁されるために、転嫁を拒否することなどを禁止すること等を定めた法律です。ここではその内容についてご紹介します。

1 消費税率の引上げの流れ

平成9年4月より 5%（消費税4% 地方消費税1%）



平成26年4月より 8%（消費税6.3% 地方消費税1.7%）



平成27年10月より 10%（消費税7.8% 地方消費税2.2%）

※この消費税率の引上げについては、税制抜本改革法附則第18条に則って、経済状況等を総合的に勘案して判断を行うことになっています。



2 経過措置の適用

一定のものについては経過措置として改正前の消費税率が適用されます。

	～ 平成25年10月1日	～ 平成26年4月1日	～
請負工事等	○ 契約	→	● 5% 譲渡等
		○ 契約	→ ● 8% 譲渡等
通信販売等	○ 販売価格の提示	→ ○ 申込	→ ● 5% 商品の販売
資産の貸付け	○ 契約	→ ● 5% 貸付け	→ ● 5%
	○ 契約	→	→ ● 8% 貸付け
		○ 契約	→ ● 5% 貸付け
		○ 契約	→ ● 8%
旅客運賃等		○ 料金の支払い	→ ● 5% 乗車・入場等
電気料金等		○ 継続供給	→ ● 5% 料金確定

3 経過措置の主な取引

消費税率引上げ時に改正前の税率が適用される主な取引

請負工事等	工事の請負契約、製造の請負契約、これらに類する契約（例：測量、地質調査、設計、ソフトウェア開発）など
通信販売等	新聞、テレビ、チラシ、カタログ、インターネットを通じて不特定かつ多数の者を対象に行われる通信販売など
資産の貸付け	テナントビルに係る賃貸借契約など
旅客運賃等	電車の回数券や定期券、映画や遊園地などの入場料金など
電気料金等	電気、ガス、水道料金、電話料金などで、検針により、料金が確定するものなど

4 消費税転嫁対策特別措置法とは

消費税転嫁対策特別措置法は、消費税率の引上げに当たって、消費税の転嫁を拒否する行為等を禁止する法律（平成25年10月1日から平成29年3月31日までの措置）であり、中小企業・小規模事業者の利益を守るものです。その内容は次のとおり。



＜消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置＞

＝消費税の転嫁を拒む行為等を禁止（後述 5-1～5-7）

＜消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置＞

＝消費税分を値引きする等の宣伝や広告を禁止（後述 6-1～6-5）

＜価格の表示に関する特別措置＞

＝表示価格が税込価格であると誤認されないための措置を講じていれば、「税込価格」を表示しなくてもよいとする特例を制定（後述 7-1～7-4）

＜消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置＞

＝事業者又は事業者団体が行う転嫁カルテル・表示カルテルは、独占禁止法の適用除外（後述 8-1～8-5）

5-1 転嫁拒否等の行為とは

転嫁拒否等の行為として規制対象となる行為は次のとおり。

【平成26年4月1日以降に特定供給事業者から受ける商品又はサービスの供給に関して、特定事業者が特定供給事業者に対して消費税の転嫁拒否等の行為を行う場合が対象となる。】

- ①減額
- ②買ったとき
- ③商品購入、サービス利用、利益提供の要請
- ④本体価格での交渉の拒否
- ⑤報復行為

5-2 特定事業者、特定供給事業者とは

特定事業者と特定供給事業者との適用関係

	特定事業者 ＝転嫁拒否等をする側（買手）		特定供給事業者 ＝転嫁拒否等をされる側（売手）
I	大規模小売事業者 ＝大規模小売事業者とは、一般消費者が日常使用する商品の小売業者であって前事業年度における売上高が100億円以上である事業者や一定の面積の店舗を有する事業者をいいます。	←	大規模小売事業者に継続して商品又はサービスを提供する事業者
II	右欄の事業者から継続して商品又はサービスの供給を受ける法人である事業者（大規模小売事業者を除く。）	←	<ul style="list-style-type: none"> ・資本金等の額が3億円以下である事業者 ・個人事業者 ・人格のない社団等

5-3 禁止行為＝①減額

特定事業者は、合理的な理由なく、既に取り決められた対価から、事後的に減じて支払うことにより、消費税の転嫁を拒否してはいけません。

＜減額となる例＞

- ・対価から消費税率引上げ分の全部又は一部を減じる場合
- ・本体価格に消費税額分を上乗せした額を商品の対価とする旨契約していたにもかかわらず、対価を支払う際に、消費税率引上げ分の全部又は一部を対価から減じる場合
- ・リベートを増額する又は新たに提供しよう要請し、当該リベートとして消費税率引上げ分の全部又は一部を対価から減じる場合

＜減額とならない例＞

- ・商品に瑕疵がある場合や、納期に遅れた場合等、特定供給事業者の責めに帰すべき理由により、相当と認められる金額の範囲内で対価の額を減じる場合



5-4 禁止行為＝②買ったとき

特定事業者は、合理的な理由なく、通常支払われる対価に比べて対価の額を低く定めること^{注)}により、消費税の転嫁を拒否してはいけません。

注) 特定事業者と特定供給事業者との間で取引している商品又はサービスの消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低く定めること。

＜買ったときとなる例＞

- ・ 原材料費の低減等の状況の変化がない中で、消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定める場合
- ・ 安売りセールを実施することを理由に、大量発注などによる特定供給事業者のコスト削減効果などの合理的理由がないにもかかわらず、取引先に対して値引きを要求し、消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定める場合
- ・ 商品の量目を減らし、対価を消費税率引上げ前のまま据え置いて定めたが、その対価の額が量目を減らしたことによるコスト削減効果を反映した額よりも低い場合



＜買ったときとならない例＞

- ・ 大量発注、共同配送、共同購入などにより、特定供給事業者にも客観的にコスト削減効果が生じており、当事者間の自由な価格交渉の結果、コスト削減効果を対価に反映させる場合

5-5 禁止行為＝③商品購入、サービス利用、利益提供の要請

特定事業者は、消費税の転嫁を受け入れる代わりに、特定事業者の指定する商品を購入させたり、サービスを利用させたり、また、経済上の利益を提供させる行為を行ってはいけません。

＜商品購入、サービス利用、利益提供の要請となる例＞

消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せすることを受け入れる代わりに、

- ・ 取引先にディナーショーのチケットの購入、自社の宿泊施設の利用等を要請する場合
- ・ 本体価格の引下げに応じなかった取引先に対し、毎年定期的に一定金額分購入してきた商品の購入金額を増やすよう要請する場合
- ・ 消費税の転嫁の程度に応じて、取引先ごとに目標金額を定め、協賛金を要請する場合
- ・ 通常必要となる費用を負担することなく、取引先に対し、従業員等の派遣又は増員を要請する場合
- ・ 取引先に対し、取引の受発注に係るシステム変更に要する費用の全部又は一部の負担を要請する場合



5-6 禁止行為＝④本体価格での交渉の拒否

特定事業者は、価格交渉を行う際、特定供給事業者から本体価格での交渉の申出を受けた場合には、その申出を拒否してはいけません。

＜本体価格での交渉の拒否となる例＞

- ・本体価格での交渉を申し出た際に、それを拒否する場合
- ・特定供給事業者が本体価格と消費税額を別々に記載した見積書等を提出したところ、税込価格での見積書等を再提出させる場合
- ・税込価格しか記載できない見積書等の様式を定め、その使用を余儀なくさせる場合



5-7 禁止行為＝⑤報復行為

特定事業者は、消費税の転嫁拒否等の行為があるとして、特定供給事業者が公正取引委員会等はその事実を知らせたことを理由として、取引数量を減じたり、取引を停止したり、不利益な取扱いを行ってはいけません。

6-1 転嫁を阻害する宣伝や広告の表示

事業者は、平成26年4月1日以後における自己の供給する商品等の取引について、転嫁を阻害する表示となる次の表示（口頭も含まれます）が禁止されます。

- ①取引の相手方に消費税を転嫁していない旨の表示
- ②取引の相手方が負担すべき消費税を対価の額から減ずる旨の表示であって消費税との関連を明示しているもの
- ③消費税に関連して取引の相手方に経済上の利益を提供する旨の表示であって②に掲げる表示に準ずるもの

6-2 禁止表示＝①転嫁していない旨の表示

あたかも消費者が消費税を負担していないかのように誤認させてしまうおそれのある表示は禁止されます。

＜具体例＞

- ・「消費税は転嫁しません。」「消費税は一部の商品にしか転嫁していません。」「消費税を転嫁していないので、価格が安くなっています。」
- ・「消費税はいただきません。」「消費税は当店が負担しています。」
- ・「消費税はおまけします。」「消費税はサービス。」
- ・「消費税還元」「消費税還元セール」「当店は消費税増税分を据え置いています。」



6-3 禁止表示＝②対価の額から減ずる旨の表示

消費税分を値引きする旨の表示は、消費者が実質的に消費税を負担していないかのように誤認させてしまうおそれがあることから禁止されます。

<具体例>

- ・「消費税率上昇分値引きします。」「消費税8%分還元セール」
- ・「増税分は勉強させていただきます。」
- ・「消費税率の引上げ分をレジにて値引きします。」



6-4 禁止表示＝③経済上の利益を提供する旨の表示

消費税分の物品、金銭、映画のチケット、ポイントサービスにおけるポイントなどの「経済上の利益」を消費税に関連して提供する旨の表示は、消費者が実質的に消費税を負担していないかのように誤認させてしまうおそれがあることから禁止されます。

<具体例>

- ・「消費税相当分、次回の購入に利用できるポイントを付与します。」
- ・「消費税相当分の商品券を提供します。」
- ・「消費税相当分のお好きな商品1つを提供します。」
- ・「消費税率の引上げ分を後でキャッシュバックします。」



6-5 禁止されない表示

次の表示は、宣伝や広告の表示全体からみて消費税を意味することが客観的に明らかな場合でなければ、いずれも、消費税分を値引きする等の表示には該当しませんので、本法律で禁止されることにはなりません。

①消費税との関係がはっきりしない

例)「春の生活応援セール」「新生活応援セール」

②たまたま消費税率の引上げ幅と一致するだけ

例)「3%値下げ」「3%還元」「3%ポイント還元」

③たまたま消費税率と一致するだけ

例)「8%値下げ」「8%還元セール」「8%ポイント進呈」

7-1 価格表示の特例

二度にわたる消費税率の引上げに際し、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保及び事業者による値札の貼替え等の事務負担に配慮する観点から、総額表示義務の特例として、平成25年10月1日から平成29年3月31日までの間、現に表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置を講じていれば税込価格を表示することを要しないこととされています。

※消費者の利便性に配慮する観点から、平成29年3月31日までの間であっても本特例により税込価格を表示しない事業者は、できるだけ速やかに、税込価格を表示するよう努めなければならないと規定されています。

7-2 税抜価格のみを表示する場合

次の2つのケースがあります。

①個々の値札等において税抜価格であることを明示する例

例) 「〇〇〇円(税抜き)」 「〇〇〇円(税抜価格)」 「〇〇〇円(本体)」
「〇〇〇円(本体価格)」 「〇〇〇円+税」 「〇〇〇円+消費税」

②店内における掲示等により一括して税抜価格であることを明示する例

個々の値札等においては、「〇〇〇円」と税抜価格のみを表示し、別途、消費者が商品等を選択する際に目につきやすい場所に、明瞭に下記のような表示を行うことが考えられます。

「当店の価格は全て税抜きとなっております」



7-3 旧税率(新税率)の価格で表示し、別途、新税率(旧税率)の精算を表示する場合

次の2つのケースがあります。

①新税率の適用後においても一時的に旧税率に基づく税込価格の表示が残る場合の表示例

個々の値札等においては、「〇〇〇円」と旧税率に基づく税込価格を表示し、別途、消費者が商品等を選択する際に目に付きやすい場所に、明瞭に下記のような表示を行うことが考えられます。

「旧税率(5%)に基づく税込価格を表示している商品については、レジにてあらためて新税率(8%)に基づき精算させていただきます。」

②新税率の適用前から新税率に基づく税込価格の表示を行う場合の表示例

個々の値札等においては、「〇〇〇円」と新税率に基づく税込価格を表示し、別途、消費者が商品等を選択する際に目に付きやすい場所に、明瞭に下記のような表示を行うことが考えられます。

「既に新税率(8%)に基づく税込価格を表示している商品については、3月31日まではレジにて5%の税率により精算させていただきます。」

7-4 価格（税抜と税込）を併記する場合

税込価格が明瞭に表示されていなければなりません。この判断は、①税込価格表示の文字の大きさ ②文字間余白、行間余白 ③背景の色との対照性の各要素が総合的に勘案されます。

<明瞭な例>

「〇〇〇円（税込〇〇〇円）」 「〇〇〇円（税込〇〇〇円）」 「〇〇〇円（税込〇〇〇円）」

<明瞭といえない例>

「〇〇〇円（税込〇〇〇円）」 「〇〇〇円（税込〇〇〇円）」 「〇〇〇円（税込〇〇〇円）」

8-1 共同行為について

今般の消費税率の引上げに伴い、事業者又は事業者団体は、公正取引委員会に事前に届け出ることにより、消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為（転嫁カルテル・表示カルテル）を独占禁止法に違反することなく行うことができることとされています。（平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間の商品又は役務の供給を対象）

共同行為を行うには、公正取引委員会に対して、共同行為の内容等について、事前に届け出る必要があります。届出書の様式など、具体的な届出の方法については、公正取引委員会ホームページ(<http://www.jftc.go.jp/>)を御覧ください。届出は平成25年10月1日から可能になっています。



8-2 転嫁カルテル（転嫁の方法の決定）

転嫁カルテルを行うことができるのは、主に中小事業者やその団体です。参加事業者の3分の2以上が中小事業者であることが必要です。

- ・各事業者がそれぞれ自主的に定めている本体価格に消費税額分を上乗せする旨の決定
- ・消費税率引上げ分を上乗せした結果、計算上生じる端数について、対象となる商品の値付け単位、取引慣行、上乗せ前の価格からの上昇の割合等を考慮して、切上げ、切捨て、四捨五入等により合理的な範囲で処理する旨の決定

例1) 本体価格98円×8%＝消費税額7.84円 → 8円

例2) 本体価格93円×8%＝消費税額7.44円 → 7円

※中小事業者は次のとおり（このほか政令による特例があります。）

製造業・建設業・運輸業等	資本金3億円以下又は従業員300人以下
卸売業	資本金1億円以下又は従業員100人以下
サービス業	資本金5千万円以下又は従業員100人以下
小売業	資本金5千万円以下又は従業員50人以下

8-3 表示カルテル（表示の方法の決定）

表示カルテルは、全ての事業者又は事業者団体が行うことができます。

- ・消費税率引上げ後の価格について統一的な表示方法を用いる旨の決定

例1) 「税込価格」と「消費税額」とを並べて表示

例2) 「税込価格」と「税抜価格」とを並べて表示

例3) 個々の値札に、税抜価格を表示した上、「+税」と表示する旨の決定

例4) 個々の値札は税抜価格を表示した上、商品棚等の消費者に見やすい場所に、「消費税は別途いただきます」などと表示する旨の決定



8-4 認められない転嫁カルテル

次の行為は認められません。

- ・消費税率引上げ後の税抜価格又は税込価格を統一する旨の決定
- ・消費税率引上げ分と異なる額(率)を転嫁する旨の決定
- ・合理的な範囲を超える不当な端数処理を行う旨の決定

8-5 組合の共同行為

取引立場の弱い中小企業にとっては、価格転嫁の問題を解決することは重要な課題です。このような事態を打開する有力な手法として組合単位で消費税に関するカルテルを実施することが考えられます。

次の組合は転嫁カルテルと表示カルテルについて総会の決議により実施でき、事前に公正取引委員会へ届け出る必要はありません。

- ・事業協同組合、協同組合連合会
- ・商店街振興組合、商店街振興組合連合会

商工組合、商工組合連合会、生活衛生同業組合は転嫁カルテルと表示カルテルを行うに当たっては事前に公正取引委員会へ届け出る必要があります。

9 消費税転嫁対策のまとめ

消費税転嫁の対策としては、次の4つがポイントです。

- ①大規模小売事業者等による転嫁の拒否行為は禁止されます。買ったときや、報復等が法律で禁止されます。
- ②「消費税還元セール」といった宣伝や広告が禁止されます。
- ③総額表示義務の特例によって、商品やサービスについて本体価格のみの表示が認められます。特別措置法は平成25年10月1日にスタートしています！
- ④消費税の転嫁および表示の方法の決定に係る共同行為が認められます。

10 組合の方へ

費用無料

消費税転嫁対策 専門家派遣事業のご案内

消費税転嫁に関するお問い合わせ、相談についてお答えいたします。消費税転嫁に関するお問い合わせ、相談についてお答えいたします。

このように電話にぜひお電話ください！ 専門家派遣費用は無料です。

富山県中小企業団体中央会 流通・労働支援課
TEL 076-424-3686 FAX 076-422-0835
<http://www.chuokai-toyama.or.jp/>

消費税転嫁について不明な点や困っている点がありましたら、「専門家派遣事業」をご利用ください。役員会や組合員が集まる時に専門家が伺って、制度等について説明したり、相談に応じたりします。

専門家：税理士、公認会計士、弁護士、中小企業診断士 など
専門家派遣に係る費用は無料です。

11 企業の方へ

相談無料

消費税転嫁対策 専門家個別相談窓口のご案内

消費税転嫁に関するお問い合わせ、相談についてお答えいたします。消費税転嫁に関するお問い合わせ、相談についてお答えいたします。

富山流通会館 1階 第3会議室 (富山時間17時~18時)

富山県中小企業団体中央会 流通・労働支援課
TEL 076-422-0835
<http://www.chuokai-toyama.or.jp/>

消費税転嫁について不明な点や困っている点がありましたら、「専門家個別相談窓口」をご利用ください。税理士が相談に応じます。

開設日時：毎週水曜日 14：00～17：00（平成26年2月まで）

開設場所：富山流通会館 1F第3会議室
（富山市問屋町1丁目3-18）

専門家個別相談に係る費用は無料です。

12 お問い合わせ先

消費税転嫁についての相談、上記の「専門家派遣事業」「専門家個別相談窓口」の申込みについては、下記へお気軽にお問い合わせください。

富山県中小企業団体中央会 流通・労働支援課

TEL 076-424-3686 FAX 076-422-0835

<http://www.chuokai-toyama.or.jp/>

EV・PHV充電設備の設置に国の補助金が出ます!!

富山県

県では、経済産業省の「次世代自動車充電インフラ整備促進事業」（平成24年度補正予算による国補助事業）を活用して、富山県内における電気自動車（EV）やプラグインハイブリッド自動車（PHV）に必要な充電設備の整備を加速し、EVやPHVの普及促進を図るため、「富山県次世代自動車充電インフラ整備ビジョン」（以下「ビジョン」という。）を策定しました。

このビジョンに適合し、公共性を有する充電設備を設置する場合は、通常よりも有利な補助（設備購入費及び設置工事費の2/3）を受けることができます。

1. ビジョンの概要

<設置場所（308箇所）>

①経路整備（77箇所）

- ・主に中長距離の広域的な移動経路の途中での充電を想定し設置箇所を設定
- ・主要国道沿い、高速道路のインターチェンジ・道の駅・空港・新幹線駅等の周辺

【想定施設】道の駅、ガソリンスタンド、コンビニエンスストア、商業施設など

②面的整備（231箇所）

- ・市町村区域（富山市は7区域に分割）ごとに、地域の状況（人口、交通量、公共施設、観光地、観光・宿泊施設、商業施設など）を踏まえて設置箇所を設定

【想定施設】公共施設、観光施設、宿泊施設、駐車場、ガソリンスタンド、商業施設、コンビニエンスストア、レジャー施設など

<対象となる充電設備>

次の公共性等の要件を全て満たす急速充電設備または普通充電設備

- ・今後、新設される充電器（中古品を除く。）であること
- ・充電設備の場所を示す案内看板を設置すること
- ・充電設備が公道に面した入口から誰もが自由に入出りできる場所にあること
- ・充電設備の利用を、他のサービス（飲食等）の利用または物品の購入を条件としていないこと（ただし、駐車料金等、一般社団法人次世代自動車振興センターが特に認める料金の徴収は可とします。）
- ・利用者を限定していないこと（ただし、会員制などとしていてもその場で料金を払うことで充電設備を利用できる場合は条件を満たすものとします。）

※ビジョンの策定方針など詳細は、県のホームページを参照してください。

http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1301/kj00013469.html



2. 国補助事業「次世代自動車充電インフラ整備促進事業」の概要

<補助対象者>

EV・PHV用充電設備を購入・設置する自治体、民間事業者、個人

<補助対象経費、補助率>

区 分	補助対象経費	補助率
ビジョンに基づき、かつ公共性を有する充電設備の設置	設備購入費+設置工事費	2/3
ビジョンに基づかないが、公共性を有する充電設備の設置	設備購入費+設置工事費	1/2
マンションの駐車場・月極駐車場等への充電設備の設置	設備購入費+設置工事費	1/2
上記以外の充電設備の設置	設備購入費	1/2

<予算額（補助総額）>

1,005億円

<募集期間>

平成26年2月28日まで（ただし、補助金申請総額が経済産業省予算額を超過する場合には、期間中でも受付終了となります。）

※詳細は、一般社団法人次世代自動車振興センターのホームページを参照してください。

<http://www.cev-pc.or.jp/>

3. ビジョン適合の確認手続

ビジョンに基づく充電設備を設置し、補助率2/3の補助金を希望する方は、一般社団法人次世代自動車振興センターへの補助金交付申請前に、県へ確認申請書類を提出し、設置場所がビジョンに適合していることについて確認を受ける必要があります。

<提出書類>

- ①確認申請書（所定の様式）
- ②設置予定場所を記した図面等（公道と設置する敷地との位置関係が明確にわかるもの）
- ③次世代自動車充電インフラ整備促進事業補助金交付申請書（様式1-1）の写し

<提出先（郵送または持参）>

〒930-8501 富山市新総曲輪1-7 富山県商工労働部商工企画課 新産業科学技術班
TEL：076-444-9606 FAX：076-444-4401

<受付期間>

平成26年2月28日まで

※確認手続の詳細、確認申請書の様式、確認状況は、県のホームページを参照してください。

http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1301/kj00013469.html

4. 問合せ先

<国補助事業、補助金交付申請について>

一般社団法人次世代自動車振興センター 充電インフラ補助コールセンター
TEL：03-5501-4412（受付時間：平日のみ 9：00～17：00）

<県ビジョン、ビジョン適合の確認手続について>

富山県商工労働部商工企画課 新産業科学技術班 TEL：076-444-9606

観光関連ビジネス連携推進事業を終えて

富山県においては、2015年春に開業を控える北陸新幹線や4車線化が進む東海北陸自動車道などの交通インフラが充実しつつあり、今後さらなる観光客や交流人口の増加が見込まれます。

本会では、この機会を県内中小企業のビジネス拡大のチャンスと捉え、業種の異なる組合や事業者が協力・連携して新商品やサービス等を開発する取り組みを促進する観光関連ビジネス連携推進事業を実施しました。ここでは、同事業の一部となる新たな土産品の試作品を紹介します。

<試作品等の製作>

委員の提言、各種調査などをもとに検討した新たな連携の枠組みを踏まえて、組合間の連携等により、観光客向けの新たな商品・サービスを開発するため、次の3つの試作品を製作しました。

試作品 1

- ・ 連 携 法 人 協同組合富山のれん会、株式会社木屋
- ・ 商 品 名 富山あまから城
- ・ 内 容 富山の地酒・銘酒と富山銘菓を組み合わせた土産品
- ・ コンセプト 家族の絆、家族のだんらんをテーマにした家庭への土産品



試作品 2

- ・ 連 携 法 人 高岡漆器株式会社、M J D株式会社
- ・ 試 作 品 木の珈琲ドリッパー
- ・ 品 名 未定
- ・ コンセプト 本体に熱伝導率の低い木を使うため、注いだお湯が冷めにくくドリップ後も持ちやすい。金属でフタ兼ドリッパー置きを付属し、最適なタイミングで抽出をとめられる。

試作品 3

- ・ 連 携 法 人 山元醸造株式会社、株式会社嶋安
- ・ 商 品 名 絆（夫婦茶碗セット）
- ・ 内 容 食品と铸物を組み合わせた土産品、贈答品
- ・ コンセプト 食品と地場産品といった業界の垣根を越えたコラボによる商品、異業種の連携を象徴するブランド名「絆」



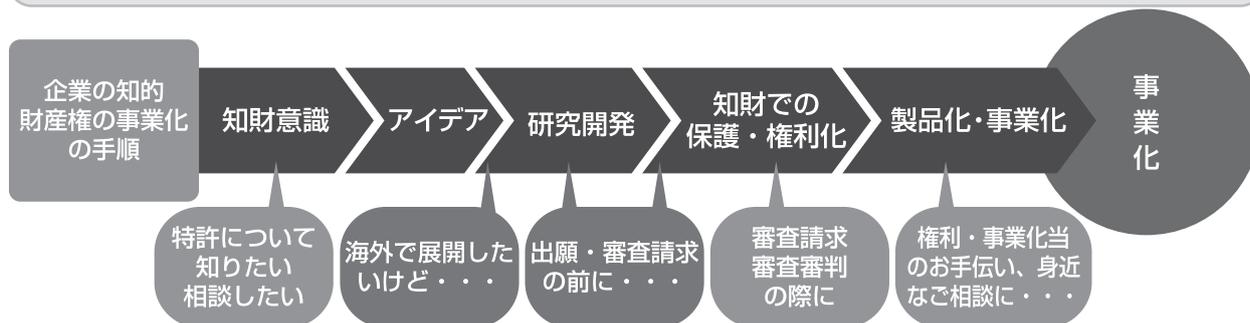
詳細につきましては、観光関連ビジネス連携推進事業報告書をご覧ください。

(PDFファイルはこちら <http://www.chuokai-toyama.or.jp/report-7.html>)

富山県知財総合支援窓口のご案内

一般社団法人富山県発明協会

富山県発明協会では、中小企業等が企業経営のなかで抱えるアイデア段階から事業展開までの知的財産に関する悩みや課題を一元的に受け付け、様々な専門家や支援機関と連携して、その場で解決を図るワンストップサービスを提供しています。何でもお気軽にご相談ください！



<無料発明相談会の開催>

皆様の相談内容に相応しい弁理士が相談をお受けします！

- ★相談費用は無料です。
 - ★相談会は午前中です。
 - ★相談ご希望日前日までに電話でお申込みください。
 - ★当日のキャンセルはご遠慮ください。
- ※都合により日時等を変更する場合があります。他日程のご希望はお問合せください。

年月	相 談 日 と 場 所	
	高 岡 会 場	富 山 会 場
	一般社団法人富山県発明協会 1F事務所内	富山県総合情報センター
平成25年12月	4日(水)、11日(水)、18日(水)、25日(水)	5日(木)、19日(木)
平成26年1月	8日(水)、15日(水)、22日(水)、29日(水)	9日(木)、23日(木)
2月	5日(水)、12日(水)、19日(水)、26日(水)	6日(木)、20日(木)
3月	5日(水)	

<出張窓口相談会の開催>

県東部にて窓口支援担当者による相談会を月1回程度開催します。

- ★日時・場所についてはお問合せください。
- ★相談費用は無料です。
- ★予約制となります。電話でお申込みください。
- ★当日のキャンセルはご遠慮ください。

まずはお気軽にお問い合わせください。受付時間は8:30~17:15(土・日・祝日除く)です。

高岡知財総合支援窓口 (担当: 河原)	富山知財総合支援窓口 (担当: 荒木)
高岡市二上町150番地 富山県工業技術センター 技術開発館 一般社団法人 富山県発明協会内 TEL・FAX: 0766-25-7259	富山市高田527番地 情報ビル2F 公益財団法人 富山県新世紀産業機構 中小企業支援センター内 TEL・FAX: 076-432-1119

「対面販売」「御用聞き」のサービスを原点に生き延びる子どもたちに魚の良さを教える魚食普及活動に重点

かつて、どの地域にも数店はあった「魚屋」。大駐車場を備えた大型店の進出、後継者難、消費者の「魚離れ」などによって、その数は減っていきました。富山魚商業協同組合の組合員は、30年前の四分の一の91業者に落ち込み、なお減少に歯止めがかかっていません。しかし、近年、鮮魚店の役割は、地域コミュニティーの中核として、また地産地消や食育の観点からも見直されています。鮮魚店の今後のあり方などについて、同組合理事長である「魚正」社長の旭井正則氏に聞きました。

株式会社魚正

代表取締役 旭井 正則 氏

時代に合った魚の売り方を模索

Q. 魚屋さんの現状や、それに対する富山魚商業協同組合の取り組みを聞かせてください。

スーパーなどの大型店は大駐車場を備え、魚屋のほか、肉屋さんや惣菜屋さんも入っているので一カ所でいろんな種類の買い物ができ、確かに便利です。このためお客さんを大型店に取られ、また後継者に恵まれない店も多く、町の魚屋さんは減る一方です。こうした現代に、どうやって生き延びていこうかと真剣に考えていますが、これと

いった決め手はありません。ただ、大型店にはできない、きめ細かなサービスをすることによって懸命に生き残ろうとしています。

店にはアジやイワシなどを置いていても、そのまま買っていく人はほとんどいません。買いに来るお母さん自身が若いころからあまり魚を食べなくなり、まして包丁を使って調理した経験が少ないのです。お客さんに頼まれて三枚におろしたり、フライにして届けたりしているほか、調理の仕方も詳しく教えてあげることがあります。

最近では骨の付いた魚は好ま

れません。子どもたちやお年寄り向けに骨を抜いた魚を提供していますが、子どもの喉に給食の魚の骨が刺さったとって学校にクレームが入ったり、家庭でも大騒ぎして救急車を呼んだりする時代になりました。私たちはこのような嗜好や生活の変化に対応しながら、時代に合った商売の方法を模索していかなければなりません。

多くの鮮魚店では、お店で買ってもらうほかに、料理店や寿司店などのお得意先を毎日回って売りに行き、週に何回かは一般家庭にも注文を取りに行かないと商売が成り立たないはず。このように、対面販売や御用聞きスタイルは魚屋の商売の原点ですから、これを大切にしていける必要があります。

工夫次第で魚は売れる

Q. 組合の今後のあり方について、意見をお聞きます。

富山魚商業協同組合は共同購買、教育情報提供、福利厚生などを目的として昭和36年に設立され、富山市中央卸売市場水産物部の売買に参加する鮮魚商で組織しています。近年は組合員数が減り、活動はあまり活発とはいえませんが、魚に親しみを



魚屋らしからぬデザインで人目を引く「魚正」店舗

プロフィール

あさい・まさのり

昭和24年9月3日、富山市総曲輪の鮮魚店「魚正」の長男として生まれ、県立富山高校を経て慶應大学商学部卒業。長男として家業を継ぎ、平成17年に新根塚町の現在地に新店舗を構える。富山魚商業協同組合理事長。富山高校野球部OB会会長。64歳。



感じてもらい、魚を食べることの意義、魚の生態などを多くの人に知ってもらうことが重要になってきたので、魚食普及活動に力を入れています。富山市内の小学校で開かれる「学校給食用食材に関する学習会」などへ講師を派遣し、生の魚を持ち込んで、見て触れてもらい、富山湾で獲れる魚や漁法などの知識を深めてもらっています。子どもたちは目を輝かせて話を聞いており、父母にも強い関心を持ってもらえます。特に子どもたちに魚への興味を抱かせることが将来の漁業のためにも大切だと考えています。

消費者の「魚離れ」が叫ばれ、全国ベースでは7、8年前から肉類の摂取量が魚介類のそれを上回ったと聞きます。しかし私の感覚では、富山県ではそれほど魚の消費が減っているとは思っていません。ただ、摂取の仕方が変わった只是因为、工夫すれば、まだまだ魚を食べてもらえるはず。「地産地消」の考えも浸透してきましたし、食糧の輸送で排出される二酸化炭素が環境に与える負荷に着目したフードマイレージの観点からも、富山で獲れた魚を富山の人に、もっともっと食べてもらいたいです。

総曲輪通りから郊外で新店

Q. 総曲輪にあったお店を現在地に移した理由は何ですか。また、家業を継いだきっかけは？

私の父が戦後間もなく総曲輪で鮮魚店を開き、私は二代目になります。今のグランドプラザのあたりに店がありました。二階に自宅があり、子どものころから店の手伝いをして育ったため、長男の私が大学を卒業して店を継ぐことに迷いはありませんでした。しかし、客足が毎年減り続け、何かしなければと考えていたところ、総曲輪再開発事業が持ち上がり、再開発ビルにテナントとして入居するかどうか決断を迫られたのです。悩みに悩んだ末、鮮魚商の将来を見据え、平成17年に意を決して現在の新根塚町で新しい店を建てました。

魚屋らしくない店

Q. 店づくりの考え方と、顧客を増やすための工夫や知恵を聞かせてください。

大型店に入る鮮魚店との差別化を図ろうと、高級感のある店構えにしました。「料理屋みたいだ」と周囲の反対もありましたが、心機一転に際して、人と違ったことをしたかったのです。外

観はすっきりとしたサインとともに「これが魚屋？」と思われるほど人目を引くデザインにしました。店内には大型水槽を置いて魚を回遊させ、お客さんに楽しんでもらっています。平成17年にベスト・ショップ・コンテスト（富山市・富山商工会議所・富山新聞社主催）のサイン・景観賞をいただきました。

新しい店では、惣菜部門を充実させたことによってお客さんの幅が広がりました。また「御用聞き」のサービスを重視して、配達はもちろん、料理店などの取引先には毎日魚を届け、地域のお客さんには週に2日、注文取りに伺っています。今は小売のほかに、病院、保育所給食、料理店への卸売りの二本立てで頑張っています。待っているだけではお客さんは来てくれません。

進学校で野球部員として活躍

Q. 趣味を教えてください。

仕事柄、朝4時に起床して夜7時半に家へ帰る生活を続けてきたので、趣味を楽しむ時間はほぼありません。高校では野球部に所属し、練習に明け暮れていました。大学の野球同好会で肩を壊し、それ以来やっていませんね。

保護者向けの就活セミナーを開催しました

地域中小企業の人材確保定着支援事業の一環として、10月20日(日)に富山短期大学において、経営情報学科1年生の保護者を対象とした就活セミナーを開催しました。

今回のセミナーでは、民間企業での採用担当経験が豊富な本会本事業の辻アドバイザーより父母ら約30人を対象に、最近の就職・採用活動の動向、業種別や規模別にみられるミスマッチの状況や、親としてどのような就活サポートが望まれるかについて説明を行いました。

就活開始時期が迫っている短大1年生の保護者が対象ということで関心が高かったようで、予定より多くの方が参加され、熱心に受講されました。



中小企業団体全国大会に参加しました

10月24日(木)に滋賀県のびわ湖ホールにおいて「つながる絆、ひろがる未来 ～組合 絆 ルネサンス」を合言葉に、第65回中小企業団体全国大会が開催され、本県からも参加しました。

組合組織の発展に向けた不断の努力を決意し、中小企業の振興に必要とする施策の実現を図ることを目的として、全国から中小企業団体の代表者等2,200名が参集しました。

大会では、「デフレ脱却のための成長戦略の具現化」、「中小企業金融機能の拡充と成長戦略を具現化する金融支援の強化」並びに「設備投資の促進等中小企業関係税制の拡充」を具体化するための中小企業対策の拡充に関する15項目について決議しました。その後、意見発表や大会宣言を行い、次期東京都で開催することを決定しました。

また、全国中小企業団体中央会会長表彰では本県から3名が表彰されました。



組合功労者	荒井 弘	富山県電機商業組合	理事長
組合功労者	大塚 博道	富山県鋳物工業協同組合	前理事長
中央会優秀専従者	野上 栄治	富山県中小企業団体中央会	工業支援課主任

協同組合富山問屋センターさんよりこんにちは

卸売業者が集積することで、流通の効率化を図っている卸団地組合があります。物流の一大拠点としての機能を持ち、生産者と消費者をつなぐ地域のパイプとしての役割を果たしています。今回は「富山市問屋町」と町名にもなっている協同組合富山問屋センターを紹介します。

◆組合のあゆみ

昭和37年、富山市中心街にあった中小卸売業者が交通量の激増、駐車難、店舗倉庫の手狭などの諸問題解決と、問屋革命と言われた流通構造の変革に対応するため、協同組合富山問屋センターを設立しました。

国や県、市への陳情を行ったり、関係機関との協力体制を築いたりしながら、「富山市上富居（当時）」に用地を取得し、団地の造成を進めていきました。また、全国に先駆けて店舗等集団化事業の指定を受けた商業卸団地として注目をされました。その後、団地の拡張工事を実施し、創立当時30社社の組合員は50社を超えるようになりました。

◆シンボルとなる流通会館

富山市内の幹線道路、国道41号線から5分、さらに8号線バイパスとも隣接した当組合は、流通の拠点として絶好のロケーションです。その組合の拠りどころとなる富山流通会館は昭和61年に竣工されました。

会館には、展示会やパーティができるホールをはじめ会議室、研修室があり、落ち着いた和室や役員会議室も備えています。入口のエントランスホールとロビーは、休憩や待ち合わせの場所として開放的なスペースとなっており、気軽に利用できるようになっています。

また、組合員の事業の隆盛と組合の発展を祈念して建立された稲荷神社が会館の正面に鎮座しています。



富山流通会館

◆共同施設の充実

共同駐車場は団地内に9箇所の月極駐車場があり、500台が駐車可能です。共同融雪装置は団地内の全ての道路が融雪装置を完備しています。防災防犯設備は万一に備えて団地内企業と共同消火栓設備により結ばれています。アーケードは特に冬期間の入出荷に大いに役立っています。

また、団地内給油の共同利用により、組合従業員の方へ高い利便性を図ったり、組合員企業よりクリーン担当者を選出し、一般ゴミや資源ゴミの削減に取り組んだりしています。6月と10月には献血、12月には歳末募金にも取り組んでいます。



献血の様子



稲荷神社

◆今後に向けて

設立から50年が経過して、時代の流れとともに外部環境や組合のあり方が変化してきています。

産業構造や環境の転換をする時代を迎え、新しい価値観の創造を求めて、地域に根ざした団地として組合員一体となり、地域社会や産業経済の発展と県民の豊かな生活の実現に大きな役割を果たしていきます。

組合概要

組合名称	協同組合富山問屋センター
設立	昭和37年8月31日
住所	富山市問屋町1丁目3-18
理事長	黒田 昭
組合員数	56名
TEL	076-451-9201
FAX	076-451-9359

富山県中小企業レディース連絡会

組合女性部・女性経営者等セミナーを開催しました

10月4日(金)、組合女性部間の交流の推進や女性経営者等の資質向上を目的に、富山県総合情報センターにおいて組合女性部・女性経営者等セミナーを開催しました。

ダイヤ精機株式会社代表取締役の諏訪貴子氏を講師に迎え、「町工場の経営改革と人材確保・育成について～「今」と「これから」を常に見据えて～」をテーマに不況を乗り越え、成長を続けるための経営改革と人材育成について講演してもらいました。

東京の超精密金属加工メーカーの社長に就任した諏訪氏は、経営改革を実行して中小企業が抱える様々な課題を解決してきました。それが評価されて、日経ウーマン「ウーマン オブ ザ イヤー 2013」のリーダー部門大賞を受賞しました。

会場は満席となり、常に前を向いてパワフルに全力で取り組んでいく講師の講演に参加者は納得して聞き入り、充実した講演となりました。



富山県中小企業レディース連絡会

平成25年度レディース中央会全国フォーラムin鳥取に参加しました

10月23日(水)に鳥取県の大山口イロヤルホテルにおいて「平成25年度レディース中央会全国フォーラムin鳥取」が開催され、全国から約350名の女性経営者や組合女性部関係者が集いました。(富山県中小企業レディース連絡会からは5名が参加しました。)

基調講演では、ハーブ研究家、英会話学校経営者のベニシア・スタンリー・スミス氏が「いつまでも若々しく、健康であるために」と題し、環境保全や地球を守ることの大切さについて力説し、特に食品の大半の包装に使用されるプラスチックの危険性について説明しました。

その後、2つの事例発表が行われ、ファームガーデン チトのゆびの田村代表が「女性起業家の心意気 自然の恵みを活かした商品開発」について、いなば和紙協業組合の房安理事総務部長が「海外から教えられた伝統産業 日本力」について発表を行いました。田村代表は鳥取の梨を使用した石鹸についてその開発の経緯を解説し、房安理事総務部長は和紙の折り紙による老人ホームの慰問の体験談を話しました。



組合だより

「まちづくりセミナー」を開催しました

富山県商店街振興組合連合会（富山市総曲輪2-1-3）

富山県商店街振興組合連合会は10月29日（火）、「まちづくりセミナー」を富山国際会議場で開催し、約80人が参加しました。

長崎県佐世保市のさせば四ヶ町商店街協同組合の竹本慶三理事長を講師に迎え、「日本一元気な商店街～商店街活性化の取り組みを学ぶ～」と題して講演してもらいました。

今では、多数のイベントを行うことでたくさんの人で賑い、「日本一元気な商店街」と言われていますが、大型ショッピングセンターができるということで、人の流れがなくならないようにと、商店街の役割は何かということのを再認識し、商店街が動き出したのが始まりでした。イベントを行ったからといって、商店街の売上が増加するわけではありませんが、でも継続して行うことにより今では平日に約4万人、土日は約5万人が訪れるようになりました。イキイキとしている商店街の様子、街を盛り上げて行こうとする店主の様子がこの講演で感じられました。



組合Q&A

法人が設立発起人となる場合の諸手続について

Q

協同組合の設立発起人に法人がなる場合、設立認可申請書、組合員資格誓約書等に署名する発起人の住所、氏名欄には法人の住所、法人名の記載のみで足りるかどうか。

A

設立発起人となるものは法人自体であって法人の役員個人ではない。したがって、設立認可申請書、組合員資格誓約書等の発起人の署名欄には、法人の住所、法人名を記載するとともに、代表者氏名が必要である。

法人というのは、自然人以外のもので法律上「人」として権利義務の主体となり得る能力を認められた団体又は財団であるから、その行為能力は自然人の力を借りなければならない。したがって法人名のみでなく代表者の氏名が必要となるのである。

タクシーのマスター

一般社団法人全国個人タクシー協会では、優良個人タクシー事業者を認定する制度、いわゆるマスターズ制度を実施しています。

個人タクシー事業者がマスター（みつ星）になるには、ひとつ星、ふたつ星の認定を順に受けて、3年目にマスターの申請にたどりつき、マスター申請後に、個人タクシー業界以外の有識者で構成される「マスター認定委員会」の審査を受けて認められれば、マスター称号を車両の屋上に表示することができます。

<制度理念>

- ・制度参加者は、マスターズ宣言を行って、常にマスターを目差し良質なタクシー・サービスをお客様に提供します。
- ・制度参加者は、マスター称号又は制度参加章を、表示灯に一体的に表示し、安全・安心に利用できることを情報提供します。
- ・マスター事業者は、更新を重ねるごとに自己研鑽に努め、最高レベルのタクシー・サービスを目指します。
- ・公益法人として、マスターズ制度を適正に運営してお客様の信頼に応えるとともに、制度参加者の自己研鑽と日常営業における活動を支えます。



マスター称号（みつ星）の事業者は、個人タクシーの最高ブランドとして、「やさしさと安全・安心を乗せて走ります。」を合言葉に、高品位のタクシー・サービスをお客様に提供するように心がけています。

（情報提供 富山個人タクシー協同組合 TEL：076-424-1635）

■事務局ペンリレー

私が当組合にお世話になって27年になります。

役員、組合員の協力を得て大過なくきました。会社勤めと違い、戸惑いもたびたびございました。何事も一人でこなして行かねばならず勉強にもなりました。

通常の主な仕事のひとつに、毎月学校給食のパン、炊飯の委託加工賃を業者さん毎に計算を行い、公益財団法人富山県学校給食会に請求書を提出し、入金になり次第、各業者さん毎に振込み手続きをすることです。その他会計処理、税務申告や登記事項等事務全般です。

仕事の話はこれくらいで最近の話をしたと思います。友達に誘われ立山登山する機会に恵まれ、またとない好天のもと年甲斐もなく挑戦いたしました。途中体力の衰退を感じながら、幸にも頂上まで登ることが出来、富士山まではっきり見え、そのすばらしい大自然の風景に感動いたしました。「元気でいれば年に関係なくいろんなことに挑戦できるんだ」と実感することも出来ました。

これからは健康に留意し、年だからと諦めずに何事にも貪欲に取り組み、突き進んで頑張りたいと思います。



富山県パン・学校給食米飯協同組合
職員 茶木 悦子

組合事業のご案内

☆高速道路料金別納に関する事業

・大口・多頻度割引制度及びマイレージサービスの利用推進

☆情報提供事業

☆車両燃料斡旋事業

☆福利厚生事業

☆OA用紙購買事業



(協) 富山県ハイウェイサービスセンター

理事長 田 中 一 郎

〒930-0083 富山市総曲輪2-1-3 TEL 076-493-6717 FAX 076-493-6718

URL <http://www.chuokai-toyama.or.jp/th/> Mail: ths@chuokai-toyama.or.jp

CHANGE × CHALLENGE



モノと社会を「包むころ」で、つなぐ。人と未来を「感動」で、つなぐ。

その先のモノづくりをみつけ、次代へつなぐ企業としてChange for the Future! — 印刷包装材料提供企業から感動提供企業へ。

お客さまのニーズに応じた最高品質の製品をお届けするとともに

人々のところに響く、グローバルかつ未来志向の企業をめざしてさらなる挑戦と変革を続けてまいります。

 **朝日印刷株式会社**

本社／富山県富山市大手町3番9号 Tel.076-421-1177(代)

www.asahi-pp.co.jp

育てる、支える一。 中小企業と地域の活力

中小機構北陸がサポートします。

1 中小企業の成長・発展

- 専門家の派遣
…経営・技術・財務・法律などの専門家を長期継続的に派遣します。
- 地域資源・農商工連携・新連携の支援
…地域資源を活かした取り組みや農林漁業者・異分野の中小企業との連携をバックアップ。
- 窓口相談でのアドバイス ● 販路開拓支援 ● 事業承継円滑化支援
- モノ作り支援 ● 海外展開支援



窓口相談

など

2 地域の成長・発展

- まちづくり・中心市街地の活性化支援 ● 高度化事業
- インキュベーション施設の提供
…いしかわ大学連携インキュベータ(i-BIRD)で新事業展開を。



i-BIRD(石川県野々市町)
[入居受付中]

3 安心の共済制度

- 小規模企業共済制度
…将来に備えて安心、経営者の退職金制度。
- 経営セーフティ共済
(中小企業倒産防止共済)
…取引先の倒産からあなたの企業を守ります。もしもに備えて。

小矢部フロンティアパーク

4 充実の産業用地

- 富山八尾中核工業団地(富山県富山市)
- 高岡オフィスパーク(富山県高岡市)
- 小矢部フロンティアパーク(富山県小矢部市)
- 能登中核工業団地(石川県志賀町)
…魅力的な価格、割賦払・リースにも対応、各種の優遇制度も充実。



北陸3県(富山・石川・福井)の中小企業と地域の皆さまを応援する…

中小企業のお助け情報満載

J-Net21

中小企業ビジネス応援サイト
<http://j-net21.smrj.go.jp>



中小機構 北陸

独立行政法人中小企業基盤整備機構 北陸本部
〒920-0031 石川県金沢市広岡3-1-1 金沢パークビル10階
TEL.076-223-5761(代) FAX.076-223-5762

他にもいろいろ
詳しくは…

中小 北陸

検索

知見を広める休日 伝統工芸再発見 ～伝統技術に触れる～

歴史にあぐらをかくことなく、日々新たな試みが続けられている富山の伝統工芸。制作体験を通し、今なお進歩する伝統工芸に触れてみましょう。



井波彫刻

ミニ水盤・ぐい呑み
(高岡地域地場産業センター)

高岡に根づく伝統工芸、高岡銅器と高岡漆器

工芸の町・高岡には、400年の歴史が育んだ伝統工芸が今も受け継がれています。代表的なものに、高岡銅器と高岡漆器があります。

高岡銅器の歴史は慶長14年(1609)、金屋町で始まりました。加賀藩主・前田利長が招いた7人の鑄物師^{いもじ}たちが鍋や釜などの鉄鑄物製作をこの地に根付かせました。その後、銅合金の鑄物も盛んになり、ウィーン万国博覧会で賞を受けるなど、細やかな作風が世界的に評価されるようになりました。現在もその勢いは衰えず、各企業が美術品から食器・雑貨まで、現在のニーズに対応した幅広い商品を生み出しています。

高岡漆器の技術が確立されたのは、文政年間(1818～1830)のことです。以来、高岡独自の技法が数多く生み出され、欧米の博覧会でも高い評価を受けるまでになりました。近年は井波彫刻と共同で、彫刻に塗りを施した新製品を開発。東京で行われたギフトショーへの出品など、商品化に向けた取り組みがなされています。

「寺の町」が生んだ井波彫刻

南砺市井波にある瑞泉寺は、明徳元年(1390)の建立以来、焼失と再建を繰り返してきました。その過程で地元の大工により培われたのが、井波彫刻の技術です。明治以降は欄間をはじめとする住宅用の室内彫刻制作も活発に行われています。先述した高岡漆器との共同開発のほか、美術品の制作など、現在も作家活動が盛んに行われています。

各地に伝わる「越中和紙」の文化

富山県各地で受け継がれてきた和紙文化を総称し、「越中和紙」と呼びます。起源が定かでないものもありますが、江戸時代初期には各地で和紙製作が盛んに行われていたようです。作られた和紙は薬の袋や障子紙、書画の用紙など、地域によってさまざまに使用されました。八尾和紙が全国各地のデザイナーとコラボレーションして新感覚の商品を開発するなど、時代に応じた試みが現在に至るまで続いています。

伝統工芸の魅力を再発見

ご紹介した伝統工芸は、県内各地の施設で制作体験をすることができます(いずれも有料)。

- 鑄物・漆器体験 県西部の地場産業を幅広く紹介している「高岡地域地場産業センター」では、鑄物のミニ水盤やぐい呑み、漆器のペンダントなど、多彩な制作体験が実施されています。約2時間半で自分だけの一品を作ることができるとあり、好評を博しています(2週間前までに要予約、5～40名。4名以下の場合は応相談)。
- 木彫り体験 南砺市の「いなみ木彫りの里 創遊館」では、手軽なキーホルダーやコースターから壁掛け、表札まで、地元彫刻師の指導による木彫制作を体験できます(原則日曜のみ、平日は応相談)。
- 紙すき体験 八尾和紙をはじめ、各国の紙文化を紹介する富山市八尾の「桂樹舎」では、紙すきが体験できます(平日のみ)。また、南砺市の「道の駅たいら 五箇山和紙の里」でも和紙すき体験を実施しています。



高岡地域地場産業センター



いなみ木彫りの里



桂樹舎

進めよう！個性と魅力の中小企業連携



中央会は、組合をはじめとする中小企業連携組織に対して、
その設立から事業運営までさまざまな支援を行っています。

中小企業組織の設立・運営についてのご相談は下記へお問い合わせ下さい。

富山県中小企業団体中央会

〒930-0083 富山市総曲輪2-1-3 富山商工会議所ビル6F TEL 076(424)3686 FAX076(422)0835
URL <http://www.chuokai-toyama.or.jp/>